

佐賀県産業廃棄物等の適正な処理 に関する条例（案）の概要

県民環境部 循環型社会推進課

佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）

1 条例制定理由

産業政策の視点

- 県内企業が安定的に事業を継続できるよう、一定の産業廃棄物処分場は、確保が必要（現状、県内の処分場の必要容量は、当分の間、確保できている）。

地元住民の視点

- 産業廃棄物処分場は、環境面・生活面・防災面などの面で、地元住民の間に様々な意見が生まれ得る。
- 県が設置の可否を判断するうえで、地元住民の意見を踏まえることが大切。
- 地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割。市町長の意見が重要。



佐賀県の産廃行政

- 県は、これまでも、意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえ、設置の可否を判断。
- 施設設置後は、県外からの搬入規制や排出水監視などを実施。

条例制定の趣旨

- 県内に設置予定の産業廃棄物処分場について、市町長から反対意見はなく、施設の許可をしたものの、その後になって住民から心配の声が出ている。
- 住民の意見がより適切に反映されるよう、条例制定により、設置にかかる手続きや設置後の取扱いを明確化する。

2 条例の主な内容

設置にかかる手続きの明確化

■市町長の役割

- ・関係地区の範囲に関する意見の提出
- ・住民の意向や理解を踏まえた意見の提出
→市町長の判断が重要

■事業者の役割

- ・事前協議の実施
- ・地元説明会の開催
- ・説明会開催後の知事、市町長への報告

(詳細別紙1)

設置後の取扱いの明確化

■県外産業廃棄物の県内搬入の規制

- ・事前協議の実施
- ・環境保全協力金の納付 (詳細別紙2)

■排出水の監視

- ・水質検査の実施及び結果の公表

■罰則

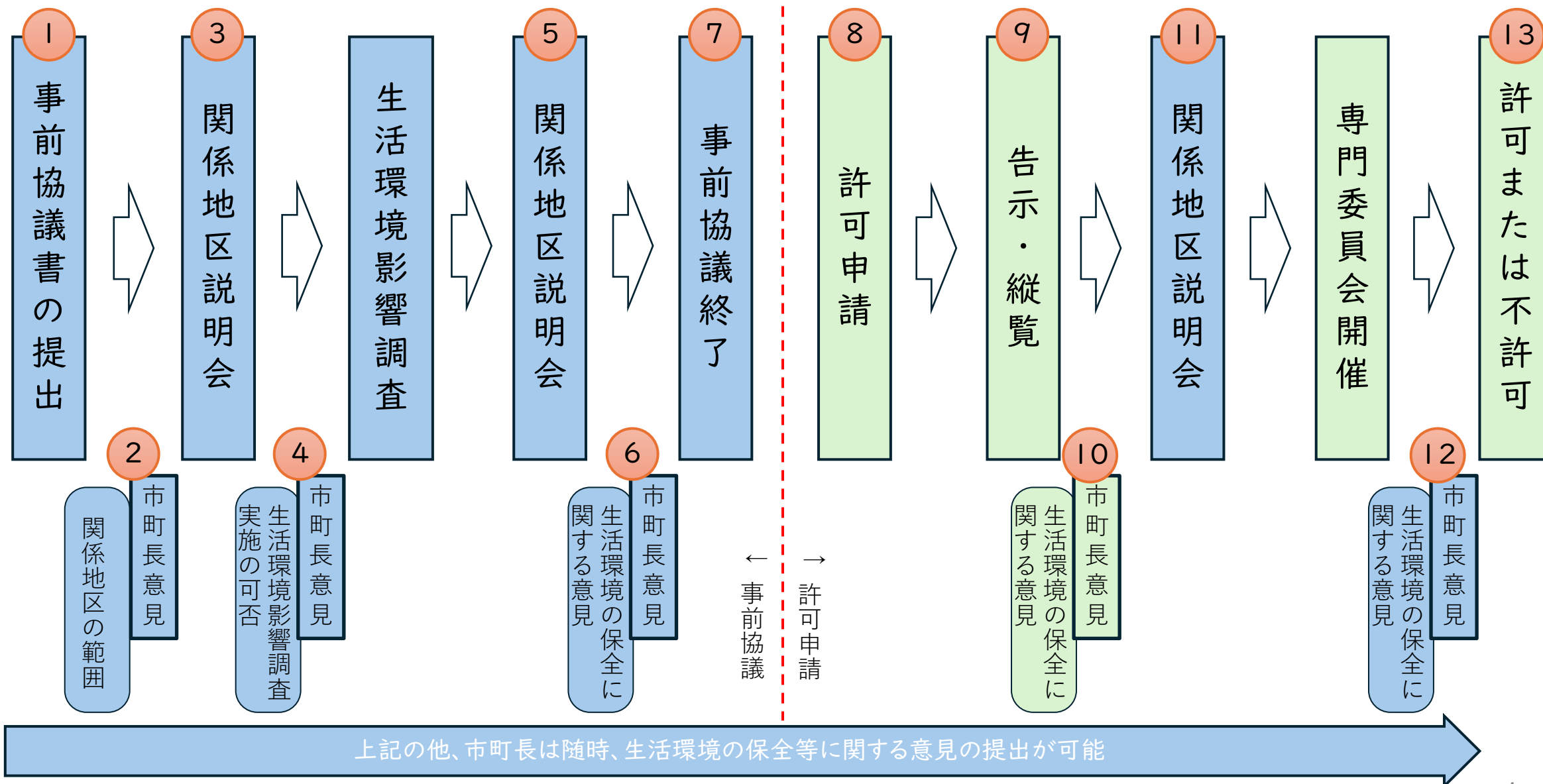
- ・過料5万円(立入検査違反等)

3 条例の施行日など

条例の施行予定日	施設の設置関係: 公布日、県外産廃関係: 令和9年4月1日
条例の提案予定時期	令和8年2月議会

産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設等※）の事前協議・設置許可プロセス（条例案）

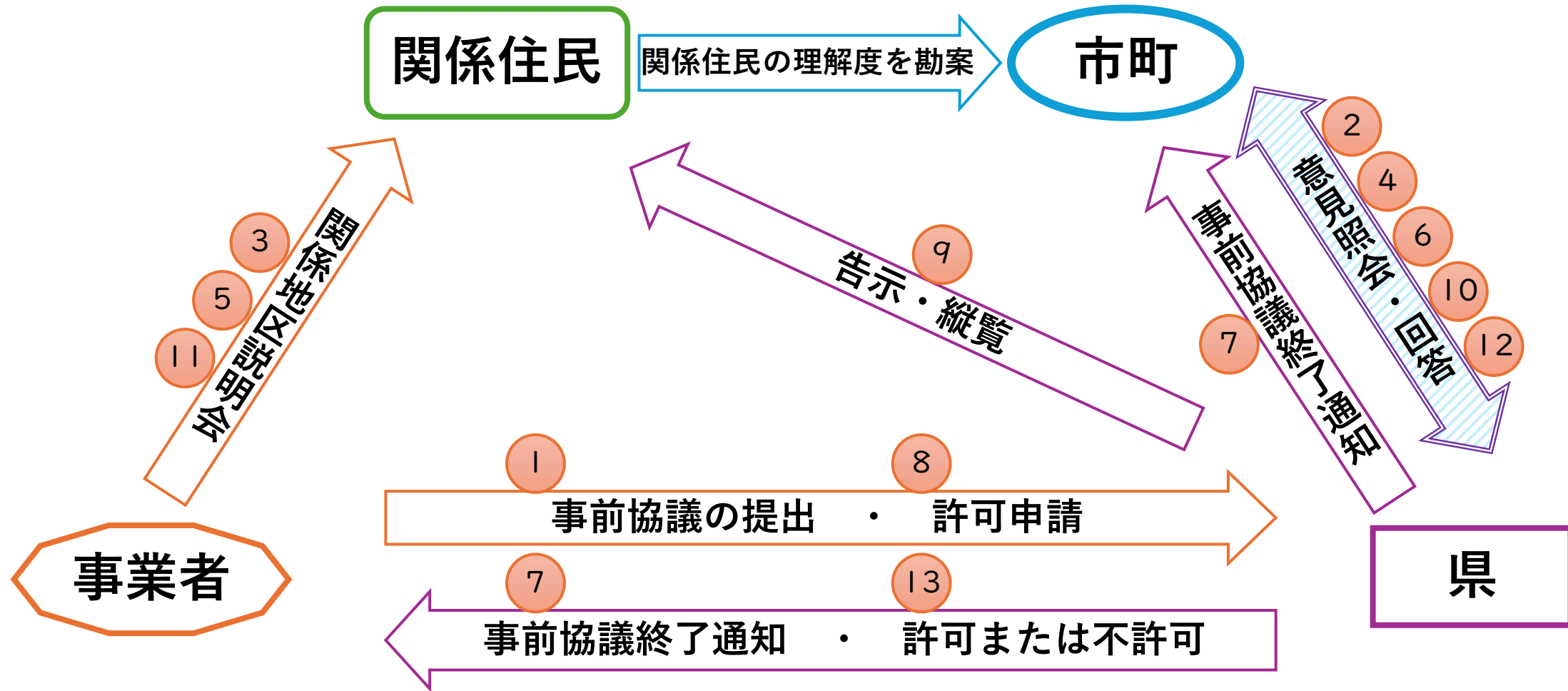
（別紙1）



※廃棄物処理法施行令第7条の2に定める施設

産業廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設等）の事前協議・設置許可プロセス（詳細）

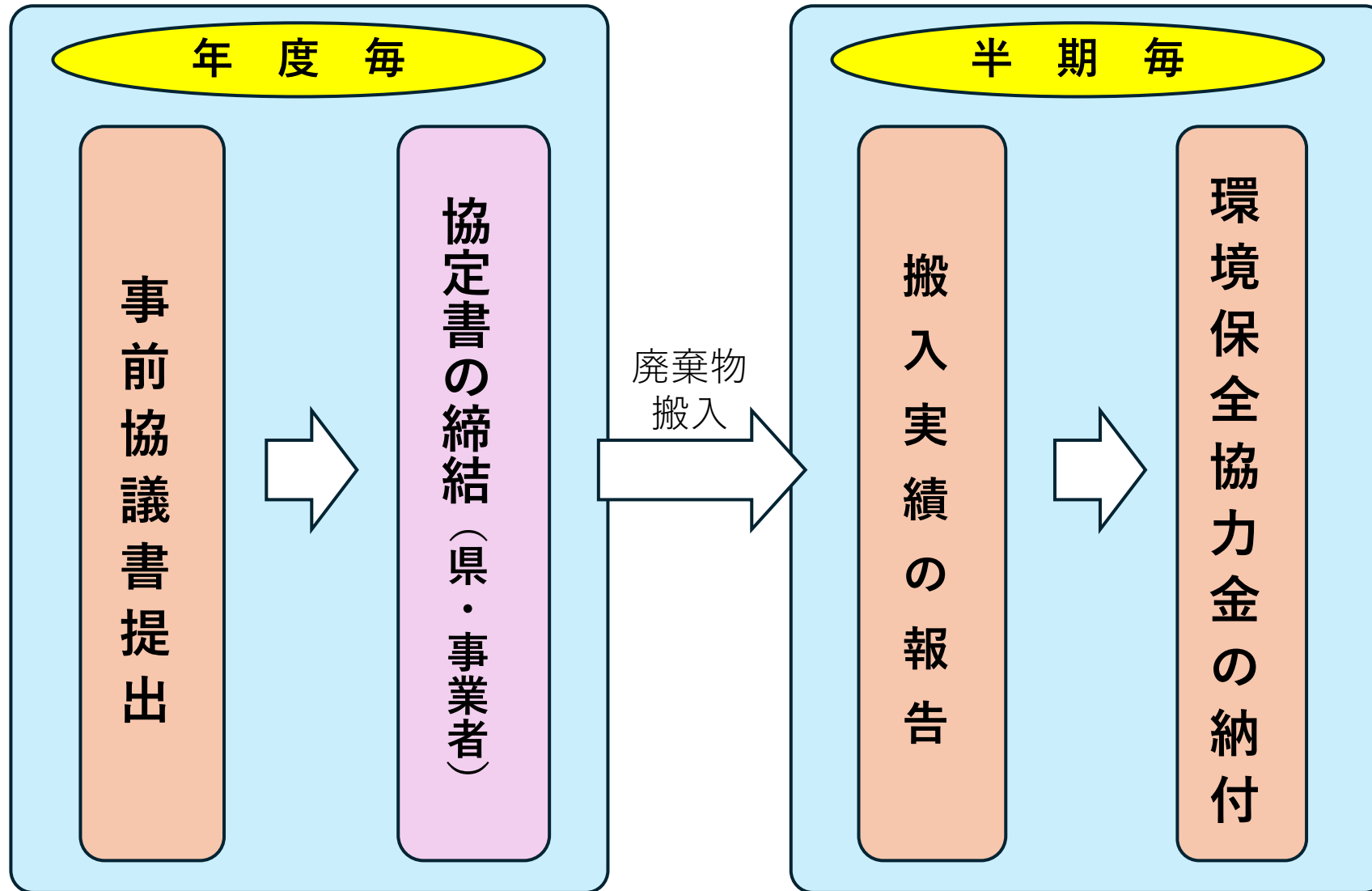
（別紙 1 － 2）



県外産業廃棄物の処理フロー図

県外産業廃棄物を県内で処理する場合は、全て事前協議が必要。

(別紙2)



< 環境保全協力金 >

- ・ 最終処分：500円/ t
- ・ 中間処理：200円/ t

(他県と同一)

< 環境保全協力金の用途 >

産業廃棄物処理施設の監視、水質検査その他産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用

4 条例（案）

項 目	内 容
目的	○ 廃棄物の処理に関し、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにする ○ 廃棄物の処理施設の設置に係る事前の手續その他必要な事項を定めることにより、地域住民の理解の下に廃棄物の処理に必要な施設を確保する ○ 廃棄物の適正な処理を目指すことをもって、現在及び将来の県内産業の発展並びに県民生活環境の保全に寄与する
定義	○ 産業廃棄物処理業者 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けた者 ○ 県外排出事業者 ・ 県外産業廃棄物を排出する事業者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。） ○ 産業廃棄物処理施設 ・ 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設 ・ 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者（これから許可を受けようとする者を含む。）が、当該業を行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設（上記の施設を除く。）

項 目	内 容
	○ 一般廃棄物処理施設 ・ 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設 ○ 関係地区 ・ 産業廃棄物処理施設等（一般廃棄物処理施設を含む。以下同じ。）の設置予定地の所在する地区 ・ 産業廃棄物処理施設等による生活環境の保全上の影響が認められる地区 ・ その他関係市町長の意見を踏まえて知事が必要と認める地区 ○ 関係市町長 ・ 関係地区の所在する市町長 ○ 関係住民 ・ 関係地区の住民等
責務	【県】 ○ 県は市町、事業者、産業廃棄物処理業者及び県民の協力を得て、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し必要な施策を実施する

項 目	内 容
	【市町】 ○ 市町は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力するものとする ○ 関係市町長は、産業廃棄物処理施設等の設置又は変更（以下「設置等」という。）に関し、当該施設の設置等及び維持管理の方法について関係住民の理解が得られているかを勘案し、関係地区の適正な生活環境の保全その他必要なことについて意見するものとする 【事業者】 ○ 事業者は、事業活動に伴い生じた産業廃棄物の排出の抑制及び循環的な利用に努め、その適正な処理を行うとともに、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない 【産業廃棄物処理業者等】 ○ 産業廃棄物処理業者は、県民の生活環境の保全に配慮して産業廃棄物の適正な処理を行い、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない ○ 産業廃棄物処理施設等の設置者（これから設置しようとする者を含む。以下同じ。）は、計画段階から関係住民との合意形成を図ることに努め、当該施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分に配慮するとともに、関係住民の立場を尊重し、正確かつ誠実な情報の提供を行わなければならない

項 目	内 容
	【県民】 ○ 県民は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない 【関係住民】 ○ 関係住民は、産業廃棄物処理施設等の設置者の意見や説明を聴き、当該施設の設置等に係る対応に臨まなければならない
産業廃棄物の 県内処理の原則	○ 事業者は、事業活動に伴い県内において生じた産業廃棄物を県内で適正に処理するよう努めなければならない ○ 県は、県内において生じた産業廃棄物の県内における処理が円滑に行われるよう、事業者に対し、必要な指導及び助言その他措置を講ずるよう努める

項 目	内 容
産業廃棄物処理施設の設置等に係る 事前協議	【事前協議手続き】 ○ 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第7条の2に定める施設に限る。）の設置等に関する法の許可を受けようとする者（以下「許可等申請予定者」という。）は、あらかじめ、知事に協議しなければならない ＜協議事項＞ ・施設の設置場所、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類 ・施設の設置及び維持管理に関する計画 ・生活環境影響調査の計画 ・他法令手続の必要の有無及び状況 等 ○ 知事は、事前協議があったときは、その旨を関係市町長に通知し、産業廃棄物処理施設の設置等について意見を聴くものとする ○ 関係市町長は、知事から意見聴取があったときは、土地利用の規制及び関係地区の範囲について意見を提出するものとする ○ 知事は、関係市町長の意見を踏まえ、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるとき及び関係法令の手続が必要であると認めるときは、許可等申請予定者に対し、協議内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導するものとする ○ 知事は、必要があると認めるときは、生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする

項 目	内 容
	【説明会（生活環境影響調査の実施前）の開催】 ○ 許可等申請予定者は、事前協議をしたときには、関係住民に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等に必要となる生活環境影響調査の実施に関する説明会を開催しなければならない ○ 関係市町長は、許可等申請予定者が行う説明会が適切に行われるように調整を行い、必要に応じて自ら説明会を開催するものとする ○ 許可等申請予定者は、説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、説明会開催計画書を知事及び関係市町長に提出しなければならない ○ 許可等申請予定者は、説明会を開催しようとするときは、関係住民に対する説明会の周知その他開催のために必要な措置を講じなければならない ○ 許可等申請予定者は、説明会開催後速やかに、関係住民の意見の概要、当該意見に対し講じた措置等を知事及び関係市町長に報告しなければならない ○ 関係住民は、説明会の終了後2週間以内に、知事及び関係市町長に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる ○ 知事は、説明会開催後、関係市町長に当該産業廃棄物処理施設の設置等に関して、意見を聴くものとする

項 目	内 容
	○ 関係市町長は、知事から意見聴取があったときは、説明会の終了後4週間以内に生活環境保全上の見地からの生活環境影響調査の実施の可否について意見を提出するものとする ○ 許可等申請予定者は、生活環境影響調査を実施しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない 【説明会（生活環境影響調査の<u>実施後</u>）の開催】 ○ 許可等申請予定者は、生活環境影響調査を行ったときは、関係住民に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等が生活環境に及ぼす影響に関する説明会を開催しなければならない ※ この説明会の開催に関しては、【説明会（生活環境影響調査の<u>実施前</u>）の開催】と同様の手続を実施するものとする。 なお、関係市町長は、意見聴取があったときは、生活環境影響調査結果を踏まえた生活環境保全上の意見を提出するものとする 【結果の通知】 ○ 知事は、事前協議に係る産業廃棄物処理施設の設置等の審査を終了したときは、その結果を許可等申請予定者及び関係市町長に通知する

項 目	内 容
生活環境の保全に関する協定の締結	○ 関係市町長及び関係住民は、産業廃棄物処理施設等の維持管理について、相互の理解及び信頼性の確保を図るため、産業廃棄物処理施設等の設置者に対し、生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができる ○ 産業廃棄物処理施設等の設置者は、関係市町長及び関係住民から協定の締結を求められたときは、相互の理解及び信頼性の向上が図られるよう、適切に配慮しなければならない ○ 産業廃棄物処理施設等の設置者は、協定を締結したときは、速やかに、その写しを知事に提出しなければならない
許可申請後の説明会の開催	○ 産業廃棄物処理施設（政令第7条の2に定める施設に限る。）の設置等に関する法の申請をした者（以下「許可等申請者」という。）は、法の規定による告示及び縦覧があったときは、関係住民に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関する説明会を開催しなければならない
関係市町長に対する意見の聴取	○ 知事は、産業廃棄物処理施設（政令第7条の2に定める施設に限る。）の設置等の許可をするときは、専門的知識を有する者の意見を聴いた後に、関係市町長の意見を聴くものとする ○ 関係市町長は、法の許可がなされるまでの間、知事に対して産業廃棄物処理施設の設置等に関し意見を提出することができる

項 目	内 容
産業廃棄物処理施設の譲受け等に係る 事前協議	○ 産業廃棄物処理施設（政令第7条の2に定める施設に限る。）を譲り受け、又は借り受けようとする者は、あらかじめ、知事に協議しなければならない
勧告（施設設置に係るもの）	○ 知事は、許可等申請予定者、許可等申請者及び産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議の実施、説明会の開催その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 （1）事前協議をしないとき （2）事前協議の審査の過程において、協議内容の変更その他必要な措置を講ずべきことの指導に従わないとき （3）説明会を開催しないとき

項 目	内 容
県外産業廃棄物の処理	○ 県外排出事業者及び産業廃棄物処理業者は、県外排出事業者からあらかじめ知事に協議があった場合において、知事が生活環境の保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認める場合を除き、県の区域において県外産業廃棄物を処理してはならない
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議	【事前協議の概要】 ○ 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処理するために搬入しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更をしようとするときも同様とする ＜協議事項＞ ・排出する事業場の名称、所在地 ・搬入先の産業廃棄物処理施設等の名称、所在地 ・搬入する県外産業廃棄物の種類、数量、処分方法、期間、理由、搬入方法 等 ○ 知事は、事前協議があった場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるときは、県外排出事業者に対し、搬入の中止又は搬入しようとする県外産業廃棄物の数量若しくは搬入期間の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導することができる ○ 知事は、協議を受けた日から30日以内に、審査の結果を県外排出事業者に通知する ○ 県外排出事業者は、審査結果の通知の写しを処理を委託しようとする産業廃棄物処理業者に交付しなければならない

項 目	内 容
	【協定の締結】 ○ 知事は、事前協議が成立した県外排出事業者と、当該協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入その他必要な事項について協定を締結することができる ○ 環境保全協力金は、産業廃棄物処理施設の監視、水質検査その他産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てる 【協議内容の遵守】 ○ 県外排出事業者は、当該協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を処理しなければならない ○ 県外排出事業者から委託を受けて処理を行う産業廃棄物処理業者は、審査結果の通知の内容を確認し、これに従って県外産業廃棄物を処理しなければならない 【報告】 ○ 県外産業廃棄物の搬入に係る協議が成立した県外排出事業者は、県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告しなければならない 【協議等の状況の公表】 ○ 知事は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議、協定の締結及び搬入状況を公表するものとする

項 目	内 容
	【情報の提供】 ○ 県外排出事業者及び県外排出事業者から委託を受けて処理を行う産業廃棄物処理業者は、関係書類の閲覧、産業廃棄物処理施設への立入り等当該県外産業廃棄物の処理に関し利害関係を有する者への情報の提供のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない
勧告（県外産業廃棄物に係るもの）	○ 知事は、県外排出事業者又は県外排出事業者から委託を受けて処理を行う産業廃棄物処理業者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる ・ 事前協議をせずに搬入したとき ・ 事前協議の審査の過程において、知事が行う搬入の中止又は搬入しようとする県外産業廃棄物の数量若しくは搬入期間の変更その他必要な措置を講ずべきとの指導に従わないとき ・ 成立した事前協議の内容に違反したとき ・ 県外産業廃棄物の搬入に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

項 目	内 容
排出水の監視	○ 知事は、県民の環境保全に係る不安の解消や健康で安心できる生活を確保するため、産業廃棄物処理施設（政令第7条第14号に定める施設に限る。）からの排出水を調査するものとする ○ 知事は、調査結果について公表するものとする
立入検査等	○ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者及び許可等申請予定者に対し、産業廃棄物処理施設の設置等、産業廃棄物の収集、運搬、保管若しくは処分に関し、必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる ○ 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

項 目	内 容
勧告の公表	○ 知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる ○ 知事は、公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない
準用	○ 以下の項目については、一般廃棄物処理施設（政令第5条の2に定める施設に限る。）を設置等する場合にも準用する ・産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議 ・許可申請後の説明会の開催 ・関係市町長に対する意見の聴取 ・産業廃棄物処理施設の譲受け等に係る事前協議 ・勧告（施設設置に係るもの） ・排出水の監視※ ・立入検査等 （※ 政令第5条第2項に定める施設に限る）
規則への委任	○ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める
過料	○ 立入検査等に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の過料に処する

監視内容		強化前	強化後
実地調査（総点検）		5年に1回	<u>2年半に1回</u>
通常パトロール		月1回	月1回
防災ヘリ		年1回	年1回
ドローン監視			
水質検査	埋立開始前	未実施	<u>実施</u>
	埋立中	※管理型：1回／1月 ※安定型：1回／2月	管理型：1回／1月 安定型：1回／2月
	結果の公表	非公表	<u>公表（県HP）</u>

※管理型：管理型最終処分場であり、処分場からの排水について、水処理設備を要する施設
 ※安定型：安定型最終処分場であり、処分場からの排水について、水処理設備を要しない施設